

岐阜県美術館 観覧料等徴収規則

(昭和 57 年 10 月 29 日 岐阜県規則第 102 号)

(総則)

第1条 この規則は、岐阜県美術館条例(昭和 57 年岐阜県条例第 13 号。以下「条例」という。)に基づき、岐阜県美術館(以下「美術館」という。)の観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料等の納入)

第2条 展示室に常設的に展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第 3 条第 1 項に規定する観覧料を納入して、観覧券(別記第 1 号様式)の交付を受けなければならない。

2 特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第 3 条第 2 項に規定する特別観覧料を納入して、特別観覧券(別記第 2 号様式)の交付を受けなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、団体(20 人以上に限る。)で美術品等を観覧しようとするときは、その代表者は、あらかじめ、団体観覧券交付申込書(別記第 3 号様式)を知事に提出したうえ、観覧料又は特別観覧料を納入して、団体観覧券(別記第 4 号様式)の交付を受けなければならない。

(前納の特例)

第3条 条例第 6 条第 1 項ただし書の規定により観覧料を後納しようとする者は、あらかじめ、観覧料等後納申請書(別記第 5 号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、観覧料等後納承認書(別記第 6 号様式)により申請者に通知するものとする。

(観覧料等の免除)

第4条 条例第 6 条第 3 項の規定により観覧料等の免除を受けようとする者は、知事が特に認める場合を除き、あらかじめ、観覧料等免除申請書(別記第 7 号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、観覧料等免除承認書(別記第 8 号様式)により申請者に通知するものとする。

附則

この規則は、昭和 57 年 11 月 3 日から施行する。

(以下改正附則略)